

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例

(設置)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第一項の地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）として、次の表の下欄に掲げる地方独立行政法人に関して、それぞれ同表の上欄に掲げる委員会を置く。

委 員 会	地方独立行政法人
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項に定めるもののほか、次に掲げる事務（埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会にあつては、第三号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項に規定する毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 三 その他地方独立行政法人の業務運営に関する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。